

新潟県立図書館運営基本指針について

1 県立図書館に期待される役割

図書館の役割について、社会教育法を受けて制定された「図書館法」(※1)は、「国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とし、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定めています。

平成18年に学識経験者が取りまとめた「これからの図書館像」(※2)では、図書館には、地域を支える情報拠点となり、地域課題の解決に取り組む自治体を支援する機能等への期待が示されました。

平成20年の図書館法改正では、家庭教育の向上に資すること等、いくつかの新たな視点が盛り込まれました。

この法改正の趣旨をさらに推し進めるため、平成24年に出された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(※3)では、都道府県立図書館は、市町村立図書館等に期待される機能に加え、「住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努める」と謳われています。

注) ※1 昭和25年法律第18号

※2 文部科学省に設置された学識経験者による会議である「これからの図書館の在り方検討協力者会議」による

※3 文部科学省告示第172号

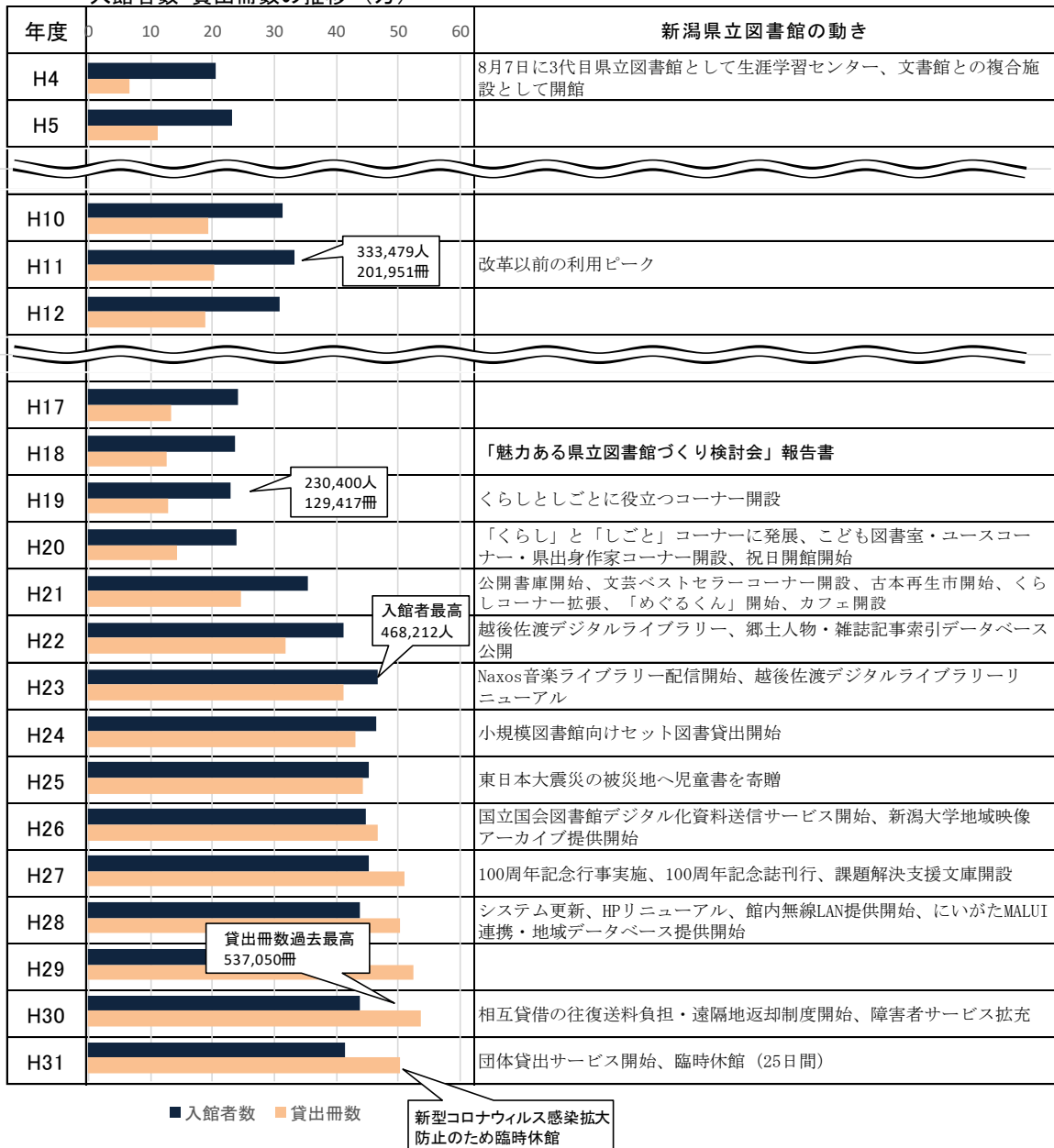
2 県立図書館のこれまでの歩み

新潟県立図書館は、平成4年に現在の建物に移転したことに合わせて、「新潟県立図書館整備基本計画」に基づき、「市町村立図書館等との機能分担」と「県内図書館情報ネットワークの構築」を2本の柱として図書館サービスを開始しました。

その後、図書館の利用実績が伸び悩んだことなどもあり、平成18年に学識経験者による「魅力ある県立図書館づくり検討会」からの提言を受け、県民にとって利用しやすく、かつ役に立つ図書館になることを目指して様々な取組を進めました。具体的には、利用者の視点に立った分かりやすいテーマ別新コーナー設置、こども図書室の設置、開館日数の増加、読書推進のための講演会等各種イベントの実施などの事業を始めました。その結果として、平成23年度には入館者数が過去最高を達成するなど、多くの成果を上げることができました。

しかし、それから10年以上が経過し、当時は想定していなかった新たな技術が出現したり、社会情勢の変化により図書館に期待される役割が変化したり、県の財政事情がひっ迫するなど、県立図書館を取り巻く環境も変化してきており、従来の運営を見直すべき点もいくつか生じていると考えられます。

入館者数・貸出冊数の推移（万）



3 「魅力ある県立図書館づくり検討会報告書」後の課題

「魅力ある県立図書館づくり検討会報告書」の提言を受けて、10年以上に渡り様々な改革に取り組んできましたが、その成果を振り返ります。

(1) 達成できたこと

こども図書室を新設し、幼児・児童が気兼ねなく読書を楽しめる空間を整備したこと、及び、県民の生活場面や年齢層に応じた特設コーナーを設けたことは、利用者の利便性を向上させ、入館者数の増加につながったと考えています。

また、越後佐渡デジタルライブラリーの公開やホームページでの積極的な情報発信のほか、協力貸出の費用負担等の取組により、遠隔地に居住している県民へのサービスを充実させてきました。

この他にも、カフェの設置やギャラリーの開放等により、読書だけでなく、

県民がくつろいで利用できる環境づくりにも努めてきました。

(2) 達成できなかったこと

多様な資料の収集に努めてきましたが、県民が日頃課題と受け止めているような社会的なテーマについて、県民の注意を喚起し、県民自身の活動を促進、支援するまでには至っていません。

市町村立図書館等への支援については、研修、相談等に努めてきましたが、県がモデル事業を開発し、普及させる等の取組には至っておらず、まだまだ取組の余地があると考えられます。

(3) 今後の方向性

以上を概観するに、県民が県立図書館により親しみ、読書を楽しむ環境を提供する取組は、概ね成果を上げたのに対し、県立図書館が専門性を発揮して、地域の課題に貢献したり、市町村にモデル事業を提示したりする取組については、まだまだ課題が残っていると考えられます。

最近の県財政がひっ迫している現状において、県立図書館の事業も必要性の高いものに厳選して取り組まざるを得ない状況にあります。図書館を取り巻く社会情勢の変化も踏まえつつ、県立図書館でなければ提供できないようなサービスのあり方を十分に意識して、今後の方向性を考える必要があります。

4 今後3年間の運営基本指針

1～3で記述した内容を踏まえ、当館が県民にとってより良い施設としての機能を果たすことができるよう、新しい運営の指針を以下のとおり策定します。社会情勢の変化が早いことや、県の財政状況が流動的であることなどから、指針の実施期間は令和3年度から5年度までの3年間とします。